

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）	1
○	道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）	6
○	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）	9
○	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）	10

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

（新規登録の申請）

第七条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

2 （略）

3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。

一 （略）

二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）

三・四 （略）

4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。

一 （略）

二 第七十五条第五項 完成検査終了証

三・四 （略）

5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

6 （略）

（永久抹消登録）

第十五条 登録自動車の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、使用済自動車の再資源化等に関する法律による情報管理センター（以下単に「情報管理センター」という。）に当該自動車が同法の規定に基づき適正に解体された旨の報告がされたことを証する記録として政令で定める記録（以下「解体報告記録」という。）がなされたことを知つた日）から十五日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

一・二 （略）

2 5 (略)

(輸出抹消登録)

第十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の場合において、登録自動車の所有者が永久抹消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定その他の事由により輸出抹消仮登録証明書の返納を受けたときは、次条第一項の規定による一時抹消登録の申請があつたものとみなして一時抹消登録をするものとする。

(一時抹消登録)

第十六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

2 5 (略)

(登録識別情報の通知)

第十八条の二 国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、当該登録の申請者に対し、当該登録に係る登録識別情報を通知しなければならない。ただし、当該申請者があらかじめ登録識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2 (略)

(登録事項等証明書等)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 第九十六条の十五から第九十六条の十七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報提供機関」という。)は、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている情報(以下「登録情報」という。)の電気通信回線による提供を受けようとする者の委託を受けて、その者に対し、国土交通大臣から提供を受けた登録情報を電気通信回線を使用して送信する業務(以下「情報提供業務」という。)を行うため、国土交通大臣に対し、当該委託に係る登録情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。

4 5 6 (略)

(新規検査)

第五十九条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

2・3 (略)

4 第七条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

(証明書の交付)

第七十二条の三 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者は、国土交通大臣に対し、第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

(自動車の指定)

第七十五条 (略)

2・4 (略)

5 第一項の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）に係る前項の規定による完成検査終了証の発行及び交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

6・8 (略)

(保安基準適合証等)

第九十四条の五 (略)

2 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車その他国土交通省令で定める自動車を除く。）に係る前項の規定による保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。

3・6 (略)

7 新規検査又は予備検査（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた乗用自動車等又は第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものに限る。）に際し、当該自動車に係る自動車検査証返納証明書（同項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係るものに限る。）とともに有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第五十九条及び第六十条並びに第七十一条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会。次項、第十項及び次条第四項において同じ。）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合す

るものとみなす。

8 継続検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があつた場合には、第六十二条の規定の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

9 前二項の検査の申請をする者は、第二項の規定により同項に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、前二項の申請書にその旨を記載することをもつて保安基準適合証の提出に代えることができる。

10 前項の規定により保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたことが第七項又は第八項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。

11・12 (略)

(限定保安基準適合証)

第九十四条の五の二 (略)

2・4 (略)

5 前条第九項及び第十項の規定は、限定保安基準適合証の提出について準用する。

(登録)

第九十六条の二 第七条第四項の登録（以下この章において単に「登録」という。）は、第三十三条第四項、第七十五条第五項又は第九十四条の五第二項（第九十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項の提供を受け、当該提供をした者について国土交通省令で定める方法による本人であることの確認その他の国土交通省令で定める事項の確認を行い、並びに第七条第五項（第五十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九十四条の五第十項（第九十四条の五の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の照会に対して回答する業務（以下「情報処理業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第九十六条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一〜三 (略)

(登録基準等)

第九十六条の四 国土交通大臣は、第九十六条の二の規定により登録を申請した者が電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）及び情報処理業務に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を有するものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2・4 (略)

(手数料の納付)

- 第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国（第四号又は第十号から第十二号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。
- 一 新規登録を申請する者
  - 二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者
  - 三 第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）
  - 四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
  - 五 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者
  - 六 回送運行許可証の交付を申請する者
  - 七 登録事項等証明書の交付を請求する者
  - 八 第二十二条第三項の規定による請求（国又は独立行政法人の委託に係るものを除く。）に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関
  - 九 自動車整備士の技能検定を申請する者
  - 十 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者
  - 十一 自動車検査証返納証明書又は第七十二条の三の規定による証明書の交付を申請する者
  - 十二 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者
  - 十三 指定自動車整備事業の指定を申請する者

2 〽 7 (略)

(経過措置)

第百四条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

（国又は協会に納める手数料）

第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第二百一条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手 数 料 を 納 付 す べ き 者	金 額
一 新規登録を申請する者	一両につき七百円
二 変更登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者	一両につき三百五十円
三 移転登録を申請する者	一両につき五百円
四 法第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（法第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）	一両につき三百五十円
五 輸出予定届出証明書の交付を申請する者	一両につき三百五十円
六 運輸監理部長又は運輸支局長が行う臨時運行の許可を申請する者	一両につき七百五十円
七 回送運行許可証の交付を申請する者	一枚につき許可の期間一月までごとに二千五十円（その額が五千元以上である場合であつて、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
八 登録事項等証明書の交付を請求する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 自動車一両ごとに作成する証明書</li> <li>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円</li> <li>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）</li> <li>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</li> </ul>
九 法第二十二條第三項の規定による請求に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>一件につき次に掲げる金額</li> <li>一 自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係るもの 二百円</li> <li>二 三十両（自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及</li> </ul>

<p>自動車整備士の技能検定を申請する者</p>	<p>び使用者の氏名又は名称及び住所を含まないものについては、六十両）以下の自動車について一括して作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係るもの 二百円</p> <p>一件につき七千二百円（学科試験及び実技試験の全部の免除を受ける者については、二千四百五十円）</p>
<p>十一 新規検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車、登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千二百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 二千円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千円</p>



<p>十二 継続検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車 千七百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千八百円</p>
<p>十三 構造等変更検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 小型自動車 二千円</p> <p>二 検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>三 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円</p> <p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p>
<p>十四 予備検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。）</p> <p>イ 検査対象軽自動車 千二百円</p> <p>ロ 検査対象軽自動車以外の自動車 千三百円</p> <p>三 その他の自動車</p>

<p>十五 自動車検査証返納証明書の交付を申請する者</p>	<p>イ 小型自動車 二千円 ロ 検査対象軽自動車 千四百円 ハ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 二千百円 一件につき三百五十円</p>
<p>十六 法第七十二条の三の規定による証明書の交付を請求する者</p>	<p>一 自動車一両ごとに作成する証明書 イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円 ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額） 二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円 一件につき三百円</p>
<p>十七 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p>	<p>一件につき二万九千円</p>
<p>十八 指定自動車整備事業の指定を申請する者</p>	<p>一件につき二万九千円</p>

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されなかつたおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

254 (略)

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

254 (略)